

公益財団法人ユニバーサル財団

役員等への講師等謝金の支払いに関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人ユニバーサル財団（以下、「財団」という。）役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第5条に規定する役員及び評議員（以下、「役員等」という。）への謝金について定めるものとする。

(謝金の額の決定)

第2条 代表理事及び業務執行理事の職にある理事を除く役員等が、講師等を務めたときは、理事長は次の各号に定める額を限度として謝金を支払うことができるものとする。但し、各金額は源泉徴収する所得税等を控除した額とする。

(1) 講師謝金

財団の主催する研修、セミナー又はこれに類する会合の講師を務めたときは、1回につき5万円を限度とする。

(2) 原稿執筆謝金

財団の刊行物に執筆したときは、200字までにつき3千円を限度とする。

(3) 会議出席謝金

財団事業の会議に出席したときは、1回につき1万円を限度とする。

(4) プログラム編成謝金

財団の主催する研修、セミナーのプログラムの編成を務めたときは、プログラム1週間までにつき10万円を限度とする。

(改廃)

第3条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附則

1 この規程は、令和4年6月6日から施行する。